

SuperCSI サービス契約約款

制定日 2005 年 7 月 1 日

施行日 2005 年 7 月 1 日

改定日 2014 年 3 月 1 日

第1章 総則	3
第1条（目的）.....	3
第2条（約款に定められた以外のサービス）.....	3
第3条（用語の定義）.....	3
第2章 サービスの内容等	3
第4条（サービス内容）.....	3
第5条（サービスの提供区域）.....	4
第3章 契約	4
第6条（契約申込の方法）.....	4
第7条（契約申込の承諾）.....	4
第8条（最低利用期間）.....	4
第9条（サービス内容の変更）.....	4
第10条（承継・譲渡・改称）.....	4
第11条（契約者が行う契約の解除）.....	5
第12条（当社が行う契約の解除）.....	5
第13条（契約の解除）.....	5
第4章 保守	5
第14条（当社の維持責任）.....	5
第15条（契約者の責任）.....	5
第16条（契約者の切分責任）.....	6
第17条（修理又は復旧の場合の暫定措置）.....	6
第18条（自営端末設備及び自営電気通信設備に異常がある場合の検査）.....	6
第5章 提供中止等	6
第19条（提供の一時中断）.....	6
第20条（利用の制限）.....	6
第21条（提供停止）.....	7
第22条（提供中止）.....	8
第6章 料金等	8
第23条（サービス料金等）.....	8
第24条（サービス料金等の支払義務）.....	8
第25条（サービス料金等の計算方法）.....	8
第26条（サービス料金等の支払い方法）.....	9
第27条（割増金）.....	9
第28条（延滞利息）.....	9
第29条（端数処理）.....	9

第7章 損害賠償	9
第30条（損害賠償の制限）.....	9
第31条（免責）.....	10
第32条（自己責任の原則）.....	10
第8章 雑則	10
第33条（使用者）.....	10
第34条（守秘義務）.....	10
第35条（準拠契約約款）.....	10
第36条（準拠法）.....	10
第37条（協 議）.....	10

第1章 総則

第1条（目的）

当社は、この SuperCSI サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより SuperCSI サービス（以下「本サービス」といいます）（当社がこの約款以外の契約約款を定めこれにより提供するものを除きます。）を提供します。

2. 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第2条（約款に定められた以外のサービス）

本約款は以下の文書から構成されるものとします。

- （1）本書（「SuperCSI サービス契約約款」）（以下「約款」といいます）
- （2）第1表「SuperCSI サービス品目表」（以下「サービス品目表」といいます）
- （3）第2表「SuperCSI サービス料金表」（以下「料金表」といいます）

契約者と当社は、約款に定められた以外のサービスに関しては、別途協議のうえ契約を取り交わすものとします。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 ネットワークセンター	ルーター等ネットワーク接続装置が設置される当社の管理する場所
2 回線終端装置	通信回線が終了する部分に設置される装置
3 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
4 自営端末設備	SuperCSI サービスの提供を受けるため、契約者が設置する端末設備
5 自営電気通信設備	SuperCSI サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備
6 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
7 サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
8 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 サービスの内容等

第4条（サービス内容）

当社が本約款に基づき提供する本サービスは、当社が設定する電気通信サービスにより、契約者の自営端末設備と当社ネットワークセンターを接続し、インターネット接続サービスを提供します。

なお、契約者が第三者に対して本サービスを提供することはできないものとします。

2. 当社が契約者に対して提供する本サービスの品目等の詳細は、「サービス品目表」に定めるものとします。

第5条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は日本国内とします。

第3章 契約

第6条（契約申込の方法）

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を本サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 利用するサービスの品目
- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

第7条（契約申込の承諾）

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
- (2) 契約の申込みをした者が、本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間はサービス課金開始日から1年間とします。

第9条（サービス内容の変更）

契約者はサービスの品目等の変更を請求することができます。

2. 前項の請求があったときは、当社は、第7条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第10条（承継・譲渡・改称）

契約者は、当社が特に認める場合を除き、本契約に基づく契約者の権利を第三者に譲渡してはならないものとします。

2. 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、そのことを速やかに当社に届けていただきます。
3. 前項の場合に、地位を承継したものが2人以上あるときには、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届けていただきます。これを変更したときも同様とします。
4. 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
5. 契約者は、契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときには、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
6. 当社が合併、営業譲渡等の理由により、本契約上の地位を第三者に承継又は譲渡させる必要が生じた場合において、当社は第13条（契約の解除）の規定に該当することなく、契約者に対して書面により通知する

ことによって、本契約上の地位を当該第三者に承継又は譲渡させることができます。

第11条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、契約を解除するときには、当社に対し、解除の日の30日前までにその旨を通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が30日未満であるときには、解除の効力は、当該通知があった日から30日を経過する日に生じるものとします。

第12条（当社が行う契約の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、契約を解除することができるものとします。

- (1) 第21条(提供停止)第1項の規定により本サービスの提供が停止された場合において、契約者が当該停止の日から1か月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
- (2) 第21条(提供停止)第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
2. 当社は、前項の規定により契約を解除するときには、契約者に対してあらかじめその旨を通知します。
3. 契約者が本条第1項のいずれかに該当し、契約が解除された場合、契約者の当社に対するサービス料金の支払いについては、第25条(サービス料金等の計算方法)に従うものとします。

第13条（契約の解除）

契約者又は当社が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方は、何らの通知催告を要せず、即時に契約の全部又は一部を解除できるものとします。

- (1) 自己振出の手形又は小切手が不渡り処分を受ける等の支払い停止状態となったとき。
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売申立てがあったとき又は租税滞納処分を受けたとき。
- (3) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき又は清算、特別清算に入ったとき。
- (4) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき。
- (5) 本約款の定め違反し、相手方から当該違反を是正するよう催告を受けたにも拘わらず、相当の期間内に当該違反を是正しないとき。
- (6) その他財産状態の悪化若しくはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
2. 契約者が前項のいずれかに該当し、契約が解除された場合、契約者の当社に対するサービス料金の支払いについては、第25条(サービス料金等の計算方法)に従うものとします。

第4章 保守

第14条（当社の維持責任）

当社は、本サービスを提供するため、当社の電気通信設備を、当社が定める技術要件に適合するよう、善良な管理者の注意義務をもって維持します。

第15条（契約者の責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を本サービスの技術的要件に適合するよう維持していただきます。

第16条（契約者の切分責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社及び当社の委託会社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします）を使用している場合であって、本サービスを利用できなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2. 前項の確認に際して、契約者から要請のあったときは、当社は、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
3. 当社は、前項の試験により本サービスに故障がないと判断した場合において、契約者の請求により当社又は当社の委託会社等の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者に、その派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第17条（修理又は復旧の場合の暫定措置）

当社は、当社が設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した回線について暫定的にその経路を変更することがあります。

第18条（自営端末設備及び自営電気通信設備に異常がある場合の検査）

当社は、自営端末設備及び自営電気通信設備に異常があると認められる場合又は当社の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、契約者に対して、自営端末設備及び自営電気通信設備の検査を申し出ることがあります。契約者は、当社の検査の申し出があった場合には、これを承諾して頂き合理的な範囲において当社の検査にご協力頂くこととします。

2. 前項の検査の結果、自営端末設備及び自営電気通信設備の設置が当社の電気通信サービスの円滑な提供を著しく阻害すると当社が判断した場合、契約者は当該自営端末設備及び自営電気通信設備を取り外して頂きます。

第5章 提供中止等

第19条（提供の一時中断）

当社は、次の場合、本サービスの提供を一時中断することができるものとします。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
 - (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ないとき。
 - (3) 当該他事業者が電気通信サービスを中止することにより、本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
 - (4) 当社の都合により、本サービスの提要が困難になったとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条（利用の制限）

当社は、天災事変その他の非常事態が発生、又は発生する恐れがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通

信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスを制限する措置を取ることがあります。

第21条（提供停止）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本契約上の債務の履行を怠ったとき。
- (2) 本契約に定める義務に違反したとき。
- (3) 違法に又は明らかに公序良俗に反する以下の態様において、本サービスを利用したとき。
 - ① 他の本サービス利用者、第三者又は当社の著作権、その他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
 - ② 他の本サービス利用者、第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
 - ③ 他の本サービス利用者、第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらの恐れのある行為。
 - ④ 公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為若しくは公序良俗に反する情報を他の利用者又は第三者に提供する行為。
 - ⑤ 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為。
 - ⑥ 事実に反する又はその恐れのある情報を提供する行為。
 - ⑦ 当社の承認なく、本サービスを通して若しくは本サービスに関連して営利を目的とした行為又はその準備を目的とした行為。
 - ⑧ 本サービスの運営を妨げる行為。
 - ⑨ コンピュータウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて又は本サービスに関連して使用若しくは頒布する行為。
 - ⑩ 他の本サービス利用者、第三者又は当社の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為又はその恐れのある行為。
 - ⑪ 公職選挙法に違反する行為又はその恐れのある行為。
 - ⑫ 他の本サービス利用者の利用に支障を与える方法若しくは態様において本サービスを利用する行為又はその恐れのある行為。
 - ⑬ 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、又はそれに類似する行為。
 - ⑭ 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為若しくは受信者が嫌悪感を抱く又はその恐れのあるメール(迷惑メール)を送信する行為。
 - ⑮ 無限連鎖講(ネズミ講)若しくはマルチ商法に類する商法を開設又はこれを勧誘する行為。
 - ⑯ その他、第三者の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法又は態様において本サービスを利用する行為。
 - ⑰ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為。
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき。
- (5) その他、当社が不適切と判断する行為。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、事後に通知します。

第22条（提供中止）

当社は、次の場合、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社が他事業者の設備を借り受けて提供する部分において他事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
 - (2) 当社の都合により、本サービスの提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

第6章 料金等

第23条（サービス料金等）

当社が提供する本サービスの料金は、「料金表」に規定する利用料金及び手続きに関する料金とし、利用料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて適用します。

2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、「料金表」に定めるところによります。

第24条（サービス料金等の支払義務）

契約者は、本契約に基づいて、「料金表」に定める本サービスの提供開始日から、本契約の解除があった日の前日までの期間について、「料金表」に定めるサービス料金の支払いを要します。

2. 契約者は、当社が本サービスに関する工事を行う場合には、「料金表」に定める工事費の支払いを要します。但し、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
3. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
4. サービス料金の算出については、第21条（提供停止）の規定により、本サービスの提供が停止された期間であっても、当該サービスの提供があったものとして扱うものとします。

第25条（サービス料金等の計算方法）

契約者が支払うサービス料金は、暦月に従って計算します。

2. 当社は、次の場合が生じたときは、サービス料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日が提供開始日のとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除があったとき。
 - (3) 暦月の初日以外の日品目の変更等によりサービス料金が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後のサービス料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
3. 前項の規定によるサービス料金の日割は、暦日数により行います。

4. 契約者は、第8条(最低利用期間)に定める最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当該解除の日から当該最低利用期間の末日までの期間に対応するサービス料金に消費税相当額を加算した額を、一括して支払って頂きます。
5. 契約者は、第8条(最低利用期間)に定める最低利用期間内にサービス品目の変更により、サービス料金が減少した場合は、その差額に当該変更日の次の日から当該最低利用期間末日までの期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。なお、変更後のサービス料金及び工事費の支払いを免れるものではありません。

第26条 (サービス料金等の支払い方法)

契約者は、サービス料金及び工事に関する費用について、「料金表」に定める方法により支払っていただきます。

第27条 (割増金)

契約者は、サービス料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増料金として、当社が指定する期日までに、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第28条 (延滞利息)

契約者は、サービス料金、工事費、その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに、当社が別に定める方法によって支払っていただきます。

第29条 (端数処理)

当社は、サービス料金及びその他の料金計算において、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第7章 損害賠償

第30条 (損害賠償の制限)

当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態を知った時から連続して24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます)当該状態が継続したときは、当社は契約者に対し、その請求に基づき利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)にサービス料金の30分の1を乗じて算出した額を、契約者が当社に支払うサービス料金から減額します。但し、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。

2. 前項の、利用不能時間の起算点は、その事実を当社が知った時刻(機械的に若しくは客観的に障害の発生を検出した時刻)、若しくは契約者から連絡を受けた時刻とし、満了点は、当社が契約者に復旧報告を連絡した時刻とします。但し、当社の責めによらない事由により復旧活動ができなかった時間及び当社の責めによらない事由により復旧の通知ができなかった時間は、利用不能時間に算入しないものとします。

第31条（免責）

当社は、本約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。

第32条（自己責任の原則）

契約者が本サービス利用に伴い、第三者に損害を与えた場合、または第三者からクレーム通知された場合、契約者は自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

2. 本条の規定は、契約の終了後も有効に存続します。

第8章 雑則

第33条（使用者）

契約者は、本サービスを契約者以外の者（以下「使用者」といいます）に使用させる場合、本約款に定める契約者の義務を使用者に対して遵守させる他、使用者の行為についても、当社に対して責任を負って頂きます。

第34条（守秘義務）

契約者及び当社は、相手方から機密である旨明示して開示された情報（以下「機密情報」といいます）を、相手方に事前の書面による同意なく、本サービスの利用又は提供の目的以外に使用してはならず、且つ第三者（使用者を含みます）に開示又は漏洩しないものとします。また、当社は、本約款に記載される契約者の情報を機密情報として取り扱うものとします。

2. 以下に含まれる情報は、機密情報に含まれないものとします。

- (1) 相手方が開示した時点で公知である情報又は相手方の開示後、自己の責任によらず公知となる情報。
- (2) 相手方から開示を受ける以前に、自らが第三者から守秘義務を負うことなく正当に取得した情報。
- (3) 自らが独自に開発した情報。

3. 本条の規定は、契約の終了後も有効に存続します。

第35条（準拠契約約款）

本サービスを構成する個々の回線のうち、当社が他事業者の設備を借り受けて提供する部分の利用については、本約款に定めるもの以外、当該他事業者の契約約款に準じて取り扱うものとします。

第36条（準拠法）

本約款は、日本法に準拠し、同法に基づいて解釈されるものとします。

第37条（協議）

本約款に定めない事項については、契約者と当社の協議によって決するものとします。